

氏名	安藤 めぐみ
学位の種類	博士（教育学）
学位記番号	博甲第 8636 号
学位授与年月	平成 30年 3月 23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	人間総合科学研究科
学位論文題目	ベトナム・トゥアティエンフエ省の学校保健における教育と保健医療の連携

主査	筑波大学教授	教育学博士	窪田 眞二
副査	筑波大学教授	博士（医学）	野津 有司
副査	筑波大学教授	博士（教育学）	藤井 穂高
副査	筑波大学准教授	博士（教育学）	佐藤 博志

論文の内容の要旨

安藤めぐみ氏の博士學位論文は、学校保健における教育と保健医療分野、その他の関係機関との連携の実態と特徴及び課題について検討したものである。その要旨は以下の通りである。

（目的）

本論文は、ベトナム中部トゥアティエンフエ省の学校保健における教育と保健医療分野、その他の関係機関との連携の実態と特徴を整理し、連携体制の中で新たに生じた課題を明らかにすることで、より効果的な連携体制を構築するための示唆を得ることを目的としたものである。

（対象と方法）

本研究の対象は、ベトナム中部トゥアティエンフエ省の学校保健における教育と保健医療分野における政策と行政施策の展開過程及び教育と保健医療との行政連携にかかる実態分析である。

本研究の研究目的を達成するため、以下の3つの研究課題が設定されて論述が進められている。

（1）ベトナムおよびフエ省における学校保健行政体制が構築されるプロセスを明らかにしている。ベトナムにおける歴史的背景および社会的潮流を踏まえながら、教育および保健医療の双方の分野から、可能な限りの政策関連情報等を収集し、学校保健政策の展開過程の特徴を抽出している。

（2）教育と保健医療の連携という政策がもたらした実際の連携の形態を明らかにしている。複数組織からの聞き取りを行ない、情報の整理を試みてその全体像を図式化している。

（3）実際に教育と保健医療が連携することでのベトナム学校保健が持つ特徴と、連携を政策に取り入れた場合の留意点を明らかにしている。学校保健員の職務、学校保健活動の実態、課題の内容を明らか

にすることで、連携がもたらす効果や課題、連携を維持・促進するための留意点を考察している。

研究方法としては、上記課題（１）については、主に文献調査、課題（２）及び（３）については、2013年10月中央行政へのインタビュー調査、2014年9月トゥアティエンフエ省学校保健関係機関（5機関）および学校（幼稚園～高校までの公立学校9校）へのインタビュー調査、そして学校への質問紙調査を実施し分析したものである。

（結果）

著者は、ベトナムおよびフエ省の学校保健における教育および保健医療分野の連携の主な特徴として、次の6点を本論文において得られた知見として挙げている。

1. ベトナムでは社会主義体制を推進する中で、他の国と比較しても連携を取り入れやすい社会的風土・政治的基盤がすでに存在していたと考えられる。対米戦争後には、国民の健康問題が発生しており、学校保健政策へのニーズがあった。
2. 必要な政策（目的）を達成するため、学校保健領域で共に活動に携わるアクター（省庁、担当部署）を必要なタイミングに応じて追加もしくは除外する等、調整していた。
3. 学校保健財政基盤を構築するため、まず医療保険を活用した学校医療保険制度の策定や、ドナーによるプロジェクト活動等、その資源（資金）の調達ルートを先じて構築してから実際の学校保健活動を軌道に乗せた。経済成長が進み国家予算確保の目途が立ったところで教育訓練省予算として一元化し運用した。
4. 学校保健関連業務について、より効率的に施策できるよう、必要に応じて省庁間をまたいだ学校保健業務の移行と業務分掌を行った。
5. フエ省では、学校保健専門機関としての学校保健センターを教育訓練局内に設置し、多数の医療専門職従事者が配置されたことで、教育分野および保健医療分野とのネットワーク形成が容易となり、医療専門職による戦略的行為が教育訓練局管轄の機関にて実施しやすい環境があった。
6. フエ省では、組織間の密な報告ルート体制を、フエ省レベル、フエ市レベルの教育－保健医療機関など、学校を直接管轄する行政レベルで構築した。学校保健員は、定期研修等の機会を通じて他校とのコミュニケーションの醸造がなされたことで自己組織化が起り、学校保健活動の発展に寄与したと考えられる。

（考察）

著者は、構築した連携体制を必要に応じて不定期かつ柔軟に変容させた取り組み、財源の確保およびそのための体制構築の重要性、教育および保健医療分野という異なる分野での橋渡しとなる拠点の役割、コミュニケーションの重要性、継続的な自己学習の機会の創出は、他の分野での連携を行う上で参考となる知見を明らかにしている。

本論文では、連携を推進する上では、以下の3点について特に留意する必要があるとしている。

1. 連携を行う場合、各組織同士の関係性にのみ焦点を当ててではなく、その個々の機関が有している縦の構造（例えばヒエラルキー構造）についても十分に配慮した上で課題の抽出を行う必要があること。
2. 連携に合意したように見えても、各機関の思惑や理解が異なることがあり、各々が有利に進めようとする場合、特に実務者の活動の中で矛盾が生じやすいことに配慮すべきであること。
3. より効果的な連携体制を構築するためにも、各レベルの実務者に丁寧な聞き取りや調査を行い、

矛盾の有無や、その矛盾の原因を明らかにする作業を継続的に実施すること、新たに見つかった矛盾点に倒し、連携機関のいずれか 1 者とその活動に対して全面的にイニシアチブを取り、行為者への指示系統の管理や必要に応じた調整を迅速に行う、連携機関が積極的にその提案に対し対応する等の再調整に積極的に取り組む姿勢が重要となること。

本論文では、以上を連携の課題として提示したものである。

審査の結果の要旨

(批評)

学校保健に関わる教育行政と保健医療行政との連携についての研究蓄積が少なく、またこの分野におけるベトナムの事例を扱った研究はほぼ皆無であるため、萌芽的研究としての意義が認められる。さらに、現地の関係機関や当事者との緊密な情報交換を蓄積した結果として、優れた知見が得られている。

平成 30 年 1 月 24 日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行い、最終試験を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

よって、著者は博士（教育学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。